

市議会だより

北九州市議会事務局



昭和43年1月15日 No.20

—小倉城—

新春を迎えて

あけましておめでとうございます。
 希望に満ちた輝かしい新春を迎え、ここに市民の皆さまに謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

私どもは、新市誕生後その生々発展を願い今日まで鋭意つとめてまいりましたが、特に何かと困難な問題が山積した昨年を無事送り、ここに意を新たにして新春を迎えることができましたことは、市民の皆さまのあたたかいご支援とご協力の賜と心から感謝いたしております。

さて、一年の計は元旦にありと申しますが、年頭には皆さまも大きな期待と希望に胸はずませて新年の計画をたてられたことと思えます。

私ども市議会議員といたしましても、常に市の現状を把握し、市民の皆さまが豊かな明るい日々を送ることができまよう計画的、総合的な行政を推進し、住みよい北九州市建設のためいっそうの努力をする覚悟でございます。

今後とも倍旧のご指導とごべんたつをお願いいたします。

年頭に際し、市民の皆さまのご健康とご多幸を心からお祈りいたしまして私どものごあいさつといたします。

元旦

北九州市議会

議長 河内 定一
 副議長 大庭 勇

水道 病院 財政再建計画を可決

常任委員会の審査から

各常任委員会は、昭和四十二年度一般会計、普通特別会計、企業会計の補正予算および水道、病院両事業の財政再建計画など四十七議案について審査しました。

一般会計の補正のおもなものは職員の間末勤働手当や生活保護世帯および失業対策事業就業者に対する見舞金の追加と干ばつ対策、住宅建設、年末融資予託金等の追加です。

これで昭和四十二年一般会計の予算総額は三百八十三億五千五百二十六万五千円になりました。

また、財政再建計画の審査を付託された衛生水道委員会では、再建計画に反対して連日会議室前の廊下に座り込んだ陳情団の陳情を聞き、また現場の長である病院長の意見を聞きながら慎重に審査をしました。

以下、審査の概要についてお知らせします。

十二月定例会

十二月定例会は十二月八日に開会され、会期十六日間で十二月二十三日に閉会しました。

審議された議案は、昭和四十二年各会計の補正予算および水道、病院両事業の財政再建計画、国民健康保険条例ならびに昭和四十一年度一般会計や特別会計決算の認定など六十六件です。

また、九月定例会で継続審査になっていた公有水面埋め立てに関する諮問およびあらたに諮問のあった公有水面埋め立てについての審議と福岡都市計画地方審議会委員の選挙も行ないました。

十二月八日、本会議開会冒頭から決算議案を先議せよ、水道、病院の財政再建計画は特別委員会を設置して審査すべきだとの動議が提出され緊迫した本会議開会でしたが、これらの動議は賛成少数のため否決され、常任委員会で審査することになりました。

十二月十五日の本会議には、各種団体が多数議事室に押しかけ

水道料金を値上げ

二十三・九%

水道、病院の財政再建計画の審査にあたり、委員からこの問題は市民も非常に関心を寄せていることであり、また市民四十万人が署名した請願書も提出されているので、この際公聴会を開いて市民の声を聞きながら審査すべきだとの意見が出ました。

しかし、水道、病院の再建は、赤字を解消し市民サービスを向上させるためにやらねばならないことであり、市政をあずかる者が責任をもって審議せねばならない形式にとられることなく慎重に審査したいとの意見が多数をしめ、公聴会は審査の過程で必要になれば開くということでは議決は進められました。

水道関係

委員 ① 今年九月から料金徴収事務を私人に委託しています。これまでに不正はありませんか。

② 公衆浴場用水道料金のすえ置きについて請願書が提出されていますが、この料金をすえ置く考えはありませんか。

③ 年間八千万円もの時間外勤務手当を払っているという事は、職員が足りない証拠だと思えます。この上にまだ職員を減らすというのはおかしい。超過勤務を命じている法的根拠を明らかにしてください。

水道局長 ① 徴収した金は即日納付することになっており、徴収事務を委託してから今日まで一度も不正事件はありません。

② 湯屋用料金については、基本料金は一般家庭用と同じ値上げ率ですが、超過料金の値上率を低くするなど考慮しています。

助役 超過勤務については、労働基準法第三十六条の規定によって組合と協約を結ばなければなりません。組合がこれに応じないため現在は第三十二条により本人の意思に反しない限りでの職務命令を出しています。

今後協定を結ぶように努力しますが、協定を結ばなければ法に違反した超過勤務はさせません。委員 私たちも水道料金の値上げには原則として反対です。

しかし、仮に料金値上げをした場合には次の値上げまでにどのくらいの期間がありますか。

また、他都市はこの表によると非常に高い率で値上げされていますが、その理由は何ですか。

水道局長 今後物価の変動がないと仮定すれば昭和五十年まではこの料金で行けますが、第四次拡張工事との関連もあり昭和四十七年以降に検討する時期がくると思えます。

神戸市、横浜市の値上げ率が高いのは自主再建をするためです。

各市の水道料金値上げ率

団体名	前年改訂月	改訂日	改定年月	供給単価		値上率
				前回改訂	改訂	
横浜市	S. 38.11.1	11月24日	11月24日	22.50	36.18	68.3
神戸市	38. 8. 1	12月13日	12月13日	31.17	44.68	40.9
直方市	39.10.1	43. 1. 1	43. 1. 1	38.30	56.54	47.6
飯塚市	41.11.1	42.12. 7	42.12. 7	30.43	43.88	60.6
北九州市	36. 4. 1	43. 2. 1	43. 2. 1	30.08	37.17	23.9

委員 二百六十六人の分限免職はその人たちの一生を左右する問題です。

よく検討して出した定数ならよいが提案されている定数は、各病院のビジョンも考えずに作った感じがして科学的根拠がうすいと思えます。

病院局長 この定数は厚生省の基準に実情を加味して作ったものです。

助役 整理の対象になる二百六十六人のかたがたにはお気の毒とは思いますが、この問題に目をそむけていたのでは再建はできません。

やめた人の就職あっ旋はできる限りの努力をします。

また、このうちの九人については人事行政上のミスで採用した人たちですので配置転換をしたいと思います。

委員 給食業務は治療の一部だといわれていますが委託できませんか。

自治の三省で協議した結果違法ではないということですが。

委員 現在の市立病院では、医師が市立病院で名を高め、患者ができればこれを引きつれて開業してしましますが、医師を市立病院に定着させるためにはどうしたらよいとお考えですか。

小倉病院長 開業医と公立病院は性格の異なるもので、開業医は家庭医学であり公立病院は高度の医療機関でなければなりません。現在の市立病院が開業医と同じレベルにあるということが問題です。

最新の医療器械等設備を整え、学術会議にも出席できるようにな基盤のしっかりとした病院になれば医師も集まると思えます。

委員 病院の統廃合がむつかしければ、各病院の診療科目を減らして内容を充実していけば医師の補充にも役立ち、また市民サービスの面、経営面でもよいのではありませんか。

若松病院長 それは最終的

第二松壽園長 食事療法と長期患者をあかせない食事を作るためにも委託することに不安を感じましたが、病院局の案では完全委託ではなく、栄養士は市の職員をおく直営の変形方式でやるということですので、この案でやっているとしたいと思います。

委員 給食業務を民間に委託することは職業安定法に違反するのではありませんか。

助役 厚生、労働、自治の三省で協議した結果違法ではないということですが。

相当混乱しました。

本会議は、社会党議員が入場しないまま約一時間遅れて開かれ、各常任委員長から会議の審査結果の報告をうけたのち、委員長報告に対する質疑や賛成、反対の討論を行ないました。

採決にあたっては共産党議員が退席したため社会、共産両党議員不在のまま採決を行ない、賛成多数で水道、病院の財政再建計画等四十七議案はすべて原案のとおり可決しました。

また、公有水面埋め立てに関する諮問二件は支障のない旨回答することに決めました。

十二月二十三日、最終日の本会議では、昭和四十一年度一般会計および特別会計決算を原案のとおり認定したのち、超過負担の解消に関する決議を議員全員の賛成で可決し、また沿岸開発施策と港湾行政に関して調査研究し、その推進をはかるため港湾対策特別委員会を設置しました。

な方法で、現段階で病院を縮小すれば総合病院の名称がなくなりむしろ医師は集まらないようになりません。

また、病院事業については、医療器械等設備を充実して医師の確保と定着性をはかり、魅力ある病院にするよう要望しました。

消防体制の統一を

本市の消防体制は消防局だけでは不十分なため、消防団の協力を得て行なっています。

しかし、消防団の業務は総務局、消防署の業務は消防局の所管となつてゐるため、この二重行政が消防力の充実に非常に支障をきたしてゐます。

市当局では、四十三年四月を目標に消防体制を確立して消防団に対する指揮、命令等の統一をはかるよう検討しています。

民生消防委員会で、消防体制の統一化はもとより消防団の定数についても本市消防の実情にそくした定数を確立して、百万市民の生命、財産を守る消防力の総合的強化に努めるよう要望しました。

国民健康保険について

国民健康保険条例の改正は、今まで保険税として徴収していたものを保険料として徴収することに、保険事業を幅広く運用し、事業の一元化をはかることが目的です。

おもな改正点は、賦課総額を百分の七十に相当する額以内とする。



常任委員会の審査風景

賦課額を五万円以内とする。納期は年六回とする(現行四回)。保険料の徴収は嘱託員で行なうなどです。

保険料の収納率は、現在市職員によって八十七・六%の実績を上げていますが、保険料に改正して納期を年六回にふやし、嘱託員によって個別訪問活動を活発に行なえば四十三年度には九十三%以上の収納率を上げることができま

す。また、徴収を嘱託員制度にすることによって経費を節減できま

民生消防委員会は、今回の条例改正は本市の国民健康保険行政の実情にそくしたものであり、事務費の節減、嘱託員制度の採用による収納率の向上によって、保険料の個人負担を軽減することもできるとして、原案のとおり可決すべきものと決めました。

なお、国民健康保険財政の健全化のため、事務費の全額国庫負担および療養給付費の国庫負担について今後いっそう国に働きかけるよう要望しました。

市営住宅のタッチゾーンを解消

北九州市営住宅条例の一部改正は、昭和四十三年一月一日から五区のかきねを除いて、市内に住所または勤務場所をもっている人々に使用申し込みの資格を与えるとともに、同年四月一日から八幡区も他の四区と同じように三か月分の保証金を取って家賃債権の担保にあてようとすることを決

建設委員会では、現在市営住宅に入居できる市民の数は限られて

少ない干害農家の救済費

一九百七十二万三千元

夏の異常な干ばつによって、農家は大きな被害を受けました。これらの干害農家に対する救済措置費として今回九百七十二万三千元が追加されましたが、経済交通委員会では、応急対策費として非常に少額だとの意見が多く、助役の出席を求めて、干害農家の救済についてどのような対策をた

ていのか聞きました。

再建計画と賛成・反対討論

水道事業の

財政再建計画

(単位：千円)

年度	昭和42年度 (初年度)	昭和43年度 (第2年度)	昭和44年度 (第3年度)
区分			
解消する債務	△374,381	460,410	387,206
不良債務			
昭和45年度 (第4年度)	昭和46年度 (第5年度)	計	
253,392	28,115	754,742	

△：再建おん再実施なる財政をもす債務を計し不良債

- (一) 財政再建の期間 昭和四十二年度から昭和四十六年度までの五年間
- (二) 財政再建の基本方針 水道事業経営の健全性を推進するため、その目的である公共の福祉の増進をはかりつつ、合理的、経済的経営に徹し、過去に生じた不良債務を計画的に解消して、財政再建をはかるものとする。
- (三) 各年度において解消する不良債務
- (四) 財政再建のための具体的措置
- (五) 収入の増加に関する事項

総額 七億五千四百七十四万二千元

昭和四十三年二月一日から現行料金を平均二三・九%へ

値上げし、料金の適正化をはかる。

- 口径別納付金制度を昭和四十三年一月一日から新設する。
- 量水器の取り替えおよび漏水防止に万全を期し、有収率を向上させて料金収入の増加に努める。

(イ)支出の節減に関する事項

- 事務を合理化して、現在八百八十四人の職員を再建期間中に七百七十九人に削減する。
- 給料表を昭和四十二年度中に国家公務員に準じたものに改める。
- 期末勤勉手当は、国家公務員の支給率を上回らないものとする。

- 現行十四項目の特殊勤務手当を浄水勤務手当等三項目に整理する。
- 検針、徴収業務等については再建期間中に委託する。
- 既設の浄水場を統廃合し、浄化費用の節減をはかる。

病院事業の

財政再建計画

(一)財政再建の期間

昭和四十二年度から昭和五十一年度までの十年間

(二)財政再建の基本方針

病院事業の公共性を十分考慮しつつ、地方公営企業法の規定にもとづいて早急に財政の健全化をはかり、もって市民の福祉と医療水準の向上に寄与しようとするものである。

(三)各年度において解消する不良債

(単位：千円)

年度	昭和42年度 (初年度)	昭和43年度 (第2年度)	昭和44年度 (第3年度)	昭和45年度 (第4年度)	昭和46年度 (第5年度)	昭和47年度 (第6年度)
△ 解消する不良債務	512,531	7,098	105,436	120,333	156,346	171,338
△ 財政再建計画を実施してもなお発生する不良債務	186,619	257,687	275,112	284,551	計 1,037,793	

総額 十億三千七百七十九万三千円

(四)財政再建のための具体的措置

(イ)収入の増加に関する事項

- 検査、X線部門の充実
- 心電計、X線テレビ等医療器械の整備充実と医療技術職員の増員
- 入院・外来利用者の増

若松病院改築等建物施設の整備およびがんセンター建設による高度医療の実施等により診療内容の充実をはかり、病院利用者の増加をはかる。未稼動病床の活用。現在未使用の戸畑病院一般病床および結核病床を昭和四十二年中に整備活用させる。

- 基準看護の実施
- 戸畑、若松病院についてそれぞれ実施する。

(イ)支出の節減に関する事項

- 結核療養所の合理的運営
- 昭和四十三年度末までに、現行八百八十四床を六百床に縮小整備し、合理的運営をはかる。
- 人件費の適正化による節減
- 給食業務、清掃業務等を委託し、職員二百六十六人を減員する。
- 高齢職員の退職勧奨をする。
- 給料表を昭和四十二年度中に国家公務員に準じたものに改める。
- 期末勤勉手当は、国家公務員の支給率を上回らないものとする。
- 特殊勤務手当の現行二十四種類を整理して、研究手当等九種類とする。
- 勤務時間を週五時間延長して拘束四十八時間制に改める。
- 物件費の節減
- 薬品購入は、現行の病院ごとの購入方法を一括購入に改めまた効率的な使用をはかる。

(イ)一般会計からの繰入金

四十三億一千五百万円

やむをえない値上げ

市民生活に適切な配慮

賛成A議員 本市水道事業のおかれている立地条件および最近の水需要に因るために近々行なわれてる第二期、第三期拡張工事の必要性とその内容からみて、再建計画にもらわれている二三・九%の

水道料金値上げはやむをえないものだと思います。

値上げに際し、生活必需品としての水の役割りを十分考慮して基本料金の値上げ率を二〇%におき、さらに市民生活の保健衛生上欠くことのできない大衆浴場の湯屋料金については、平均値上げ率を二〇%におさえるなど、市民の日常生活に与える影響を最小限にいとめるよう努力されていることは、真に適切な配慮だと思えます。

また、経費の節減面においても取水場、浄水場等施設の統廃合に英断をもつてのぞみ、水の原価コストの引き下げに努めていることは特筆すべきことであり、水道事業を再建して市民生活を守ろうとする本再建案に賛成します。

再建の

しわ寄せは市民に

反対B議員 水道事業の財政再建に対して反対するものではないませんが、再建のしわ寄せを百万市民に押しつけて、市民の犠牲すなわち水道料金の値上げや首切りという姿で再建を行なおうとする谷市政のあり方について反対するものです。

料金額上げによる収益は、累積赤字の解消と先行投資にあてると説明していますが、一方、工業用水の不足による第三期拡張工事の財源にも振り向けるとの話もあります。

工業用水の料金はすえ置いたまま、上水道料金だけを値上げし、その収益の一部を工業用水の

ためにあてるということは、全く市民を無視した再建計画であり反対です。

再建で魅力ある

病院に

放置できない赤字

賛成C議員 本市病院事業は、旧五市から引き継いだ五つの病院と二つの結核療養所を有し、病床数二千三百四十一という大きな規模です。

しかもその経営状態は、医療収入に対して職員給与費の割合が実に八十三%にも達し、職員数も多く、一方病床の利用率は非常に低いという状態です。

このまま放置すれば赤字は雪だるま式にあえて、将来市財政全体の命とりになることは火を見るより明らかです。

この再建案は、検査、X線部門の充実、医療器械の充実やあき病床の活用など、市民サービスの向上を期しつつ収入の増加をはかるもので、しかも支出面では、従来から問題のあった人件費にメスを入れてその適正化をはかろうとするものです。

また、再建期間中には一般会計からの繰り入れも四十三億円という大幅な援助を行なおうとするものであり、一部でいわれているような独立採算制を強調するものではないと思えます。

魅力ある市立病院にするためのこの再建計画に賛成します。なお、分限免職になる二百六十人のかたがたについては、できる限り、再就職のあっ旋に努力していただくよう要望します。

赤字は国の責任

市民生活を守る立場で反対

反対D議員 この再建計画は、水道料金の値上げ、入院費等の値上げ、外来患者の午後の診察廃止などを行なおうとするものであり、四十三万人の市民が反対して請願書も提出されています。

水道、病院の赤字の原因は言うまでもなく工業用水確保の政策と、市民サービスを切り捨て、自治体を日米独占のための下請取奪機関に切り替えようとする自民党政府の悪政のためです。

国と自治体が住民の生命と健康を守ることは当然の義務であり、特に公害の多発する北九州市では市立病院を充実せねばならない立場にあります。

しかし、この再建計画は、水道病院向事業をいっそう危機においこみ、病院の切り捨てと水道料金の再度の大幅値上げの道を開くものであり、今後市長が行なおうとする反動政策の犠牲を、すべて市民と労働者に押しつけるための地ならしをするものです。

直接、患者と接する労働者に首切り合理化の攻撃をかけ、組合を敵視して円満な病院経営ができるはずがありません。

また、本再建案を認めることは諸物価の値上りをまねき、市民の生活はいっそう苦しくなります。地方自治を守り、市民生活を守る立場から本再建案に反対します。

各会計決算を認定

決算特別委員会から

昭和四十一年度各会計の決算を審査するため、十二月十八日の本会議で設置された決算特別委員会は、三つの分科会にわかれて証書類等の照合を行なうとともに、決算審査の主眼点である収支の適法性や予算執行の適否、行政効果等について慎重に審査したのち、次のような要望をつけて原案のとおり認定しました。

決算の概要

昭和四十一年度の決算額は、歳入額五百十三億二千六百五十二万円に対し、歳出額は五百十五億三千九百十八万円となっており、差引二億一千二百六十七万円の赤字になっています。

しかし、これは形式的な収支で実際には翌年度に事業を繰り越べたことに伴い当然翌年度へ繰り越すべき財源一億三千五百八十七万円を加えると実質収支では三億四千八百五十四万円の赤字ということになります。

これを四十年年度決算における赤字五億二千六百五十七万円からみると、四十一年度だけでは一億七千八百三十三万円の黒字ということになり、五市合併後一貫してとられてきた赤字解消の成果が現われています。

四十一年度の決算額を前年度と比較してみると、歳入では八十九億六千八百七十七万円で二十一・二%

(前年度十四・九%)、歳出では八十七億二千五百五十七万円で二十四・四%(前年度十二・八%)といずれも増加しています。

一般会計についてみると、歳入決算額は三百三十一億二千九百四十万円で前年度より五十億六千六百五十七万円の増収です。

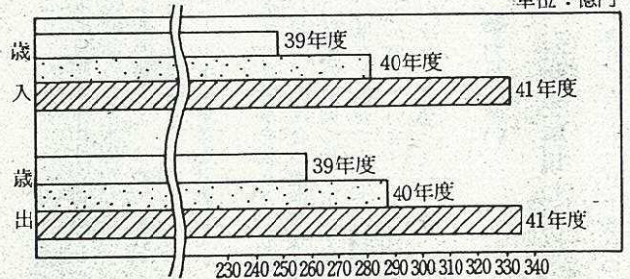
これは地方交付税の引き上げや臨時地方特例交付金の交付など国の財政措置によるもので、自主財源の歳入総額に占める割合は年々低下しています。

市税も前年度より約十億六千万円(増加率八・六%)の増収とはなっているものの、歳入総額の伸び率十三・六%に比べ伸び悩みの状態です。国への財源依存度は高くなるばかりです。

また、歳出では扶助費が他の政令指定都市の構成比七・一%に比べ本市は二十四・六%と異常に高く、消費的経費に圧迫されて投資的経費の割合は前年度よりさらに低下し、本市の財政事情はますます硬直化の傾向を示しています。

一般会計歳入歳出決算比較

単位：億円



補助金の格差是正を

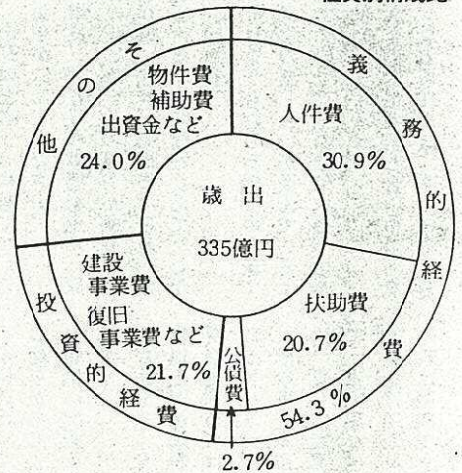
— 公民館 —

公民館および類似公民館の社会教育面に果たす役割には大きなものがあります。

現在、公民館に対する運営費補助および類似公民館に対する建設助成金は各区まちまちの状態であり、委員会では、社会教育の推進をはかるためにも早急に補助額の算定基準を検討して、運営費補助および建設助成金の格差を是正するよう要望しました。

昭和41年度一般会計決算(歳出)の

性質別構成比



五件が未処理のままです。

現在、公害問題は市民生活上大きな問題となっていることであり行政上の防止対策が強く望まれています。

委員会では、公害防止に対する市の助成はもとより、公害防止事業団から資金を導入するなど積極的な施策を行なって、公害防止対策に万全を期すように要望しました。

公営住宅の建設は

当初の計画どおりに

住宅建設費は、小倉区吉田団地、門司区二ツ松団地、戸畑区岩ヶ鼻団地、八幡区岸の浦団地等の移転交渉が難航して、公営住宅百三十戸分七千四万円と改良住宅八十二戸分一億一千三百二十六万円を年度内に完了することができず、翌年度に繰り越しています。

本市の公営住宅建設は、国庫補

十二月定例会で可決されたおもな議案

△昭和四十二年一般会計補正予算の専決処分報告

今夏の干ばつによる農林漁業者等の被害を救済するための予算追加です。

△消防団員等公務災害補償条例の一部改正

△消防団員退職報償金支給条例の一部改正

△市職員定数条例の一部改正

病院事業の再建計画にもとづき、炊事員・病棟婦等を整理し、医師・技師・看護婦を増員するものです。

△市税条例の一部改正

障害者等の所得控除、変動・臨時所得申告手続きの簡素化ならびに所得税と市民税の申告の一本化等をするための改正です。

△国民健康保険条例

国民健康保険事業の改善のため、保険料を保険料に改めるほか、納期を今までの年四回から六回にするなどの内容です。

△市営住宅条例の一部改正

今まで入居申し込みの受け付けが区ごとであったのを、四十三年一月一日から、市内いずれの区にでも申し込めるようになったこと、および八幡区だけ徴収していなかった入居時の保証金を四十三年四月一日から他区にのみ徴収することの二点の改正です。

△水道条例の一部改正

水道料金等の改定です。

△水道事業財政再建計画

△病院事業財政再建計画

△昭和四十一年度一般会計および各特別会計の決算



十二月八日、十日の本会議で九人の議員から、議案に対する質疑や市政全般についての質問がありました。以下はその要旨です。

質疑応答

区役所の位置を検討

位置を検討

E議員 最近の住宅建設は、郊外へと急速な発展を示しており、各区の実際の外形が大きく変わってきています。

市民の用事を区役所または出張所ではとんど済ませるためには、区役所および出張所の位置、現在の行政組織の再検討が必要だと思います。この点について市長はど

のように考えていますか。
市長 現在、行政区再編成のための調査会を組織して、将来の百万都市の行政区の分け方、区役所の位置、市の機構のあり方等を検討しています。

更に市議会および市民の声も十分取り入れて、将来のあり方を決めたいと思っています。

出張所については、住民に密接した日常の仕事をやっておりますので、さらに充実を図るため、機構改革の中で検討を重ねたいと思います。

助けあい推進本部を設置

干害農家の救済対策

F議員 ことしの干ばつは、非常に激しく、想像以上のものでした。

被害総額は、約六億円、農作物の被害五十七%以上の農家が千六百七十八戸と報じられています。

干害救済措置として、①減収農家に見舞金をおくる。②大幅な補助を行なう。③救済土木事業を起す。④市税を減免する。⑤復旧工事費、機械購入費等の補助をす

る。などをわれわれは要求し、さらに議会でも「干害農家に対する緊急対策に関する決議」を九月定例会で議決しています。

今後市長は、干害対策をどのように措置されようと考えていますか。
市長 干害農家に見舞金をおくることについては、税金を有効公平に使うという見地から出すべき性格のものではないと考え、今後も見舞金を出すことは考えてい

ません。
今後の恒久対策では近郊農業の性格上兼業が多くなる傾向にありますが、わずかな人手で生産性の高い農業の姿を現出していきたいと考えています。

経済局長 七十年来の干ばつでたしかに北九州地区は、当時の時点では大きな被害を受けました。しかし、その後気候の回復によって、収穫時期にはだいぶん持ち直し、全体的には水稲について平年以上の収穫が現在見込まれています。

見舞金については、被害の程度のは握が非常に困難なこと、またその範囲もかなり広いので、特定の人だけに見舞金を出すというのではかなり問題があると思えます。

たとえば農家だけでなく、一般住民生活の中にも干天による被害は相当あったように考えられます。

こうした意味からでも干害農家のみに見舞金を出すのは農家の経営規模あるいは実態からみてもさぶる困難です。せめてこれらの農家に現金収入のみちとして、市費による土木事業を計画していま

す。
また災害農家を救うという趣旨のもとに、助け合い推進本部を作り、資金の募集に乗り出しています。現在北九州で六千万円程度の募金が集まっていますのでこれを振り向けたと思っています。

暴力のない

市政を実現したい

G議員 去る十二月十五日の本

市議会で大変な事態が発生しました。

議長室へ陳情に行った市民およびその紹介と案内の議員に対し、市政業務とは直接関係のない白腕章の人たちが議長の面前で暴力を加えました。

さらに、事務局の器物、いす等が投げこわれ、一部流血の事件も起こりました。

民主政治の中心として最高の権威ある代表機関としての議会において、このような事態が起こる地方自治体が、いったい日本のどこにありましようか。

市議会では、その後正常化について話し合いが行なわれていますが、しかし、庁舎管理の立場から行政の長である市長は、その責任を免れることは許されません。まして市長の提案された議案から端を発し、手段を選ばぬ強引な政治姿勢が市政の中に暴力を許すきざしを作りつつあるとき、市長として自らの責任を明確にしなければならぬと思えます。

今回、発生した重大な事態に対し、市長はどのように感じているか明らかにしてください。

市長 十五日の事態を生んだ原因は、いろいろの見方があります。ところが、それが原因で、それが結果ということになると果てしもないことです。

それよりもむしろ議会の各派で正常化の話し合いが進んでいるようですので、その結果を待つて全面的に協力します。

議会正常化の話し合いの中で見解を求められれば、その席で意見を述べさせていただきます。

本日、この本会議場でこの問題について、私が発言することは正常化にとってプラスにならないと思えます。

嘱託員制度を採用

国民健康保険事業

H議員 市長は、国民健康保険税を保険料に変えることによって事業の一元化と幅広い運用をすることができると言っています。

しかし、これは現在市の職員で行なっている保険事業を委託化していくものだと思います。

かりにそうだとすれば、現在働いている市の職員はどのように措置するつもりですか。

市長 この改正での一番大きなねらいは、他の都市に比べて本市は非常に徴収率が悪いので、制度を改正して専門徴収員制度を設け徴収率の向上をはかることです。

そのために現在徴収業務にあたっている市職員については他にもっと働きがいのある、腕のふるえる仕事がありますので将来それらの職場に配置転換していくつもりです。

民生局長 全国の市町村でも半数以上が保険料で徴収しており、政令指定都市はすべて保険料で徴収しています。

徴収率も本市の八十二に対して他の政令指定都市は九十五を越えている実態をみると、将来徴収率を上げるためにも市の職員でなければ徴収できない税から委託で

でもできる料に変えておくわけです。

今度の改正で変わったことは、納期を一年四期のところを六期にしたり、被保険者資格の変更や従来馬鳥等の往診料を被保険者が負担していましたが、これを市で負担するようにしたことなどです。

報酬の引き上げ

検討中

I議員 市三役(市長、助役、収入役)ならびに議員の報酬引き上げのため、報酬審議会の準備が

されているようですが、引き上げ額および引き上げ時期について具体的にお願いします。

市長 現在、報酬審議会委員の人選をしている段階です。他の都市でも報酬改定の機運があり、本市は非常に長い間すえ置かれていましたので再検討の時期ではないかと思っています。

他面、反対の意見も出ており、住民感情を十分考慮して、引き上げの幅が大きくならないよう慎重に取り扱いたいと思います。

児童交通公園の設置を

J議員 新聞紙上を悲しみて埋める交通事故の中に、児童年少者の被害が相当数占められていることは、ご承知のとおりであり、悲しい現実であります。

東京都では児童交通公園を作り交通教育の徹底、交通災害から子どもの生命を守る等、幼いときから交通激化にたえる習性を身につけるよう配慮していると聞きおぼやっています。

北九州市でも子どもの生命を守り、明るい未来をめざして、このような施設を設けることはぜひ必要であると思いますが市長の考えをお聞かせください。

市長 過日、児童公園施設をテレビで見ると興味を持っておりまして、本日設置のご提案がありました。このを機に鋭意検討したいと思います。

教育長 児童に対する交通安全教育は、毎日身じかに習慣づけることが必要なので、この面にも漸次、力を注いでいきたいと思います。

四十三万人の署名に対する感想は

K議員 十二月六日、市長の反省を求めたために四十三万人の有権者が署名した水道料金値上げ反対、病院の合理化反対の請願書が提出されています。

しかし、市長は警察権力を導入して、合理化計画に反対して立ちあがる労働者、市民を弾圧し、議会を警察官の包囲のもとに制圧して議会制民主主義を破壊しようとしています。

このことは、再建計画に反対している有権者過半数の意思を警察力で弾圧するものだと思いますが市長は、請願の署名に対してどのような感想をお持ちですか。

市長 警察官の出動については私もこれが望ましいことだとは思っていません。

給食業務を民間へ委託

L議員 病院や結核療養所の給食、清掃業務等を民間に委託することは医療福祉の低下をきたしたことも事実です。

特にこれらの業務に関係していた職員二百六十六人全員を分限免職するなどということは全国でも例のないことです。

国の医療行政の誤りによって赤字のために、これらの人々の生きる手段を奪うということは人間として許されることではありません。

これら分限免職になる人々に対して今後どのような配慮をされるつもりですか。

また、再建計画が議決されるまでに労働組合との団体交渉対象事項について妥結しなかった場合にはどうするつもりですか。

市長 再建にあたって二百六十六人を分限免職するという事は確かに全国の自治体では例のない

再建の病院事業

しかし、議会制民主主義を破壊し、議会を平静な話し合いの場にしたくないのは、廊下に座り込んで委員会室や議場への通行を妨害し、あるいはがなりたてたりする勢力です。

そういう勢力から平静な民主主義の場としての秩序ある審議を確保するために、真にやむをえないことだと思っています。

また、署名の件については、署名を集める手続きが納得できまさんので、感想を申し述べることを控えさせていただきます。

四十九年度から黒字に

水道事業

M議員 去る九月定例会での水道事業会計決算のときに、近くの水源地を開発するようにとの要望がなされています。

この再建計画には議会の意向が反映されていませんが、なぜ要望を無視されたのですか。

次に市長は、再建団体にならないと国からの援助がないようなことをいわれており、今回の準用再建で国から大幅な援助があったと大見えをきっています。

しかし、この援助は国の方針として今年度から全国の上水道にも援助されるようになったものであり、市長のそれがらではないということを確認していただきました。

また、この再建案は四十六年度までしか計画されていませんが、四十七年度以降の経営収支はどのようなものかお尋ねします。

市長 議会のご意向は十分承知しており、市民もまた同じ考えだと思っております。

第三期拡張計画では、遠賀川の残存水利権を十分活用するための工事費を計上しており、また紫川のダム築造等市内の水源地を開発するように努力しています。

起債の許可というものは、毎年度自治省と大蔵省が話し合って決めるものであり、非効率な水道事業に無条件で認めるといふものはありません。

今回、借り換えを認められた十一億四千万円は、本当にこの再建

と取り組むという市の姿勢が変ったことに対して認められたものです。

建設利借も制度上認められていなかったものを、北九州市の再建を機会にあらたに認められたものです。

水道局長 第三期拡張工事だけでとどめた場合でも四十九年度からは黒字になります。

第四期拡張工事も当然やらねばなりません。その影響を考慮しても規模の小さなものであれば黒字になります。

四十三年中は値上げしない

—若戸渡船—

N議員 最近、市長は「若戸渡船料金の値上げはしない方針」といわれています。料金の値上げ問題をどのように考えていますか。

市長 若戸渡船事業については現在赤字でもあり、船の買い替え、待合所の設備充実などの点から値上げを検討しました。

しかし、市営バス料金の値上げがありましたので、渡船料金を値上げすることは、若松区民ならびに渡船利用者にとってあまりにも負担が大きくなります。

渡船事業の採算の問題として、いつまでも今のような低運賃で放置することはできないと思います。四十三年中は値上げをしない考えです。

決議



超過負担の解消に関する決議

現在、地方公共団体(都道府県市町村)は、地方交付税、国庫支出金、地方債など財源の多くを国にたよらねばならず、このため、国から財政上の規制を受けています。このうち、負担金、補助金等については、地方財政法で、「国が地方公共団体に出す負担金、補助金等の額は、事業を行なうのに必要かつ十分な金額を基礎として計算しなければならぬ」と定められています。

しかしながら、現実には、補助金等を計算する場合の基礎価格が実際に事業に要する額より小さく、したがってその差額を地方公共団体が負担しなければなりません。

北九州市では、この超過負担が昭和三十九年度に十六億円、四十年に十七億円、四十一年に十六億円、四十二年に二十億円にもなり、市の財政に大きな影響を与えています。

以上のような実情ですから、国においては、これら負担金、補助金等の基礎単価を引き上げるなど地方公共団体の超過負担を解消することに努めていただくよう満場一致で決議しました。

人事紹介

十二月定例会市議会で、次のかたが決まりました。

福岡都市計画地方審議会委員
北九州市議会議員 榎並忠実

地方自治に貢献した議員が表彰されました

されました

地方自治の育成発展に貢献し、功績のあった方が表彰されました。

市議会では、十二月二十三日の本会議に先立ち、表彰者のひょうぎを行いました。

生存者叙勲

河内 定一議員 勲五等双光旭日章

小原 新平議員 勲五等瑞宝章

死亡者叙勲

故内原西雄議員 従六位勲五等瑞宝章

藍綬褒章

安井 支吾議員

地方自治法施行二十周年記念福岡県知事表彰

天野志津雄議員 安井 支吾議員

増田 哲夫議員 明石 清彦議員

都留 鶴夫議員 中島 武議員

中畑 忠男議員 河内 定一議員

花田 武人議員 松尾 武議員

大沢 主弥議員 岩尾四十三郎議員

大庭 勇議員 小原 新平議員

城戸 武夫議員 権堂 義幸議員

佐野 貫一議員 重田 幸吉議員

中川 寿議員 松本 静夫議員

山路 増衛議員 山西 寛議員

(表彰規程による在職年数順および五十音順)

港湾対策特別委員会委員

委員長 真鍋 政喜 副委員長 都留 鶴夫

月俣 正 内野 賢蔵

中畑 忠男 上田 忠義

鷹木 行雄 天野 志津雄

中島 武 岩尾四十三郎

花田 武人 城戸 武夫

田中 巖 天野 源三郎

那波 公明 田川 長佳

山脇 昭 重田 幸吉

牧 一生 吉田 照雄

おしらせ

請願



請願

採択されたもの

印鑑条例の改正について

原水爆被害者の救援について

防火用貯水槽の設置について(小倉区清水新生町)

児童館建設について(門司区大里下三区内)

心身障害者施設の建設について(小倉区清水町)

環境衛生金融公庫法の運用について

水道行政の確立について

断水をなくし、市民の飲料水の確保について(ほか十四件)

西鉄バス路線延長について(一九九号線砂津川以西)

千害農家に対する緊急対策について

県道の廃止および道路の付替変更について(弘川折尾線)

道路の改修および舗装について(小倉区南部横代地区)

市道の延長について(八幡区神田町)

児童公園設置について(八幡区折尾)

篠瀬橋拡幅或いは歩道橋設置について(曾根・槻田線)

中高層住宅等の建設について(八幡区中央地区)



委員会の現地視察風景

請願

採択になったもの

小選挙区制反対について(理由)趣旨にそいがない

国民健康保険条例改正反対について(理由)趣旨にそいがない

市立病院再建申請反対について(理由)趣旨にそいがない

水道の制限給水に伴う実害保障について(理由)趣旨にそいがない

水道料金の値上げ反対について(理由)趣旨にそいがない

公衆浴場水道料金の据置について(理由)趣旨にそいがない

水道料金値上げ、水道財政再建申請反対について(理由)趣旨にそいがない

水道料金値上げ反対について(理由)趣旨にそいがない

市立病院の入院料、手術料等医療費引上げ反対について(理由)趣旨にそいがない

学校給食費の値上げ反対について(理由)趣旨にそいがない

完全給食の父母負担反対について(理由)趣旨にそいがない

陳情

採択されたもの

へき地校統合寄宿舎設置に伴う児童生徒の小倉丸乗船について

市営小倉丸増便について

道路ののり面の改修について(小倉区大字蒲生)

道路の舗装および側溝の整備について(門司区貫田町)

道路の舗装について(小倉区中井錦ヶ丘)

下水路の新設について(小倉区大川町)

白木崎六丁目水害地跡の河川堤防に金網又は柵取付工事について

ガードレール設置について(八幡区立池田小学校付近)

小森江西小学校プール新設について

中学校建設について(八幡区西部地区)

道路排水側溝工事の実施について(小倉区中島通り)

陳情

採択になったもの

市立青少年技能者養成所移転について(八幡区中央地区)(理由)趣旨にそいがない

市議会傍聴規則の改正について

市議会(本会議)を傍聴するときは、傍聴人受付で発行する「一般傍聴券」または議員の紹介による「紹介傍聴券」が必要で、

一般傍聴券は、会議が始まる一時間前(普通午前九時)から発行します。

なお、詳細は議会事務局総務課(☎22296)へお問い合わせください。